

監査結果報告書

(令和6年11月26日付け請求)

令和7年6月

沖縄県監査委員

目 次

第 1	監査の請求	1
第 2	監査請求の内容	1
第 3	監査の実施	2
第 4	監査の結果	2
1	本件株式会社設立の適法性	2
2	ワシントン駐在に係る庁内意思決定に関する実態の解明	8
3	ワシントン駐在職員の身分の取扱い及びその適法性	12
4	ワシントン駐在（委託事業者を含む）に係る資金の流れ に関する実態の解明	14
5	本件株式会社の経営状況報告を怠っていたことの適法性	19
6	本件株式会社への出資金に係る支出方法の適法性	21
第 5	勧告	23
第 6	意見	24

第1 監査の請求

地方自治法（昭和22年法律第67号）第98条第2項の規定に基づき、沖縄県議会から令和6年11月26日付けで監査及び結果報告請求書（以下「請求書」という。）が提出された。

第2 監査請求の内容

1 監査請求事項

提出された請求書による監査請求事項は次のとおりである。

- (1) 沖縄県DC事務所株式会社（以下「本件株式会社」という。）設立の適法性
- (2) ワシントン駐在に係る庁内意思決定に関する実態の解明
- (3) ワシントン駐在職員の身分の取扱い及びその適法性
- (4) ワシントン駐在（委託事業者を含む）に係る資金の流れに関する実態の解明
- (5) 本件株式会社の経営状況報告を怠っていたことの適法性
- (6) 本件株式会社への出資金に係る支出方法の適法性

2 理由

請求書に添付された監査請求に関する動議（写し）に記載されている請求の理由は、次のとおりである。

- (1) 本件株式会社は、日本法、県条例規則及び内部規程等に基づき適法に設立がなされたものであるかどうか。
- (2) 本件株式会社の定款には、県から本件株式会社の普通株式1,000株を取得したいとの申込みがあったと記載されているが、当該申込みに係る意思決定文書は残されているのか。
- (3) 駐在発令がなされている職員は本件株式会社社長又は副社長として勤務しているが、常勤職員の営利企業への従事に係る知事の許可手続きはなされていたのかどうか、この点は地方公務員法に違反しないか。
- (4) 米国司法長官から米国議会へのFARA報告書中に記載されている資金の流れについて、本件株式会社に在籍している社長及び副社長の給料の出所を含め、沖縄県、本件株式会社、ワシントン駐在員活動事業費の委託先であるワシント

ンコア社及び再委託先であるマーキュリー社の間において、これまでの県当局の説明と異なる表記がなされており、実態を解明されたい。

- (5) 地方自治法に基づく出資等法人に係る経営状況報告は、地方公共団体が設立した外国法人にも適用されるものであり、本件株式会社に係る報告を怠っていたことは、同法違反ではないか。
- (6) 本件株式会社への出資金を業務委託会社への委託料から再委託して捻出していることについて、本来（節）投資及び出資金として支出すべきであり、歳出予算に係る議会の議決を免れようとする脱法的な支出ではないか。また、そのような支出方法を取ったことにより、結果的に出資に係る権利に関して決算附属書類へ記載してこなかったことは違法不当ではないか。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

監査請求事項に関する事務

2 監査対象機関

知事公室

3 監査対象期間

平成27年度から令和5年度までを基本として実施する。

4 監査の経過

- (1) 監査委員は、令和6年11月26日に請求書を受理後、同月29日に監査委員協議会を開催し、実施要領等を決定した。
- (2) 監査対象機関から提出された監査資料を书面監査するとともに、令和6年12月26日及び令和7年3月7日に知事公室基地対策課に対して職員による監査を実施し、令和7年3月24日に知事公室に対し監査委員による監査を実施した。

第4 監査の結果

1 本件株式会社設立の適法性

- (1) 事実関係の確認

ア 法人設立までの経緯

(ア) 職員の駐在

沖縄県行政組織規則（昭和 49 年沖縄県規則第 18 号。以下「行政組織規則」という。）第 254 条第 1 項は「知事は、特定の事務を処理させるため、必要があるときは、機関に所属する職員を当該機関の所属する場所以外の場所に駐在させることができる。」と規定しており、職員を駐在させる場所等については、沖縄県職員の駐在等に関する規程（昭和 50 年沖縄県訓令第 8 号。以下「駐在規程」という。）で定めている。

県は、新たにアメリカ合衆国コロンビア特別区（以下、駐在場所を示す場合においては「ワシントン D. C.」という。）に職員を駐在させるため、平成 27 年 3 月 31 日付けで同規程の一部を改正し、「所属機関 知事公室、地域安全政策課」、「駐在場所 ワシントン」、「担当区域 アメリカ合衆国」、「担当事務 沖縄の基地問題に関連する情報収集、情報発信等に関すること。」を追加した。そして、平成 27 年 4 月 1 日からワシントン D. C. に駐在職員（以下「ワシントン駐在職員」という。）として 2 名を配置した。

(イ) いわゆる「ワシントン事務所」と駐在職員の職務権限

ワシントン駐在職員が勤務するワシントン D. C. に所在する事務所は、一般に「ワシントン事務所」と称され、ワシントン駐在職員 2 名のうち、上位の職が「所長」と、下位の職が「副所長」と呼ばれているが、これらはいずれも通称である。

いわゆる「ワシントン事務所」は、沖縄県行政機関設置条例（昭和 47 年沖縄県条例第 33 号）により設置された行政機関ではなく、行政組織規則で定める出先機関でもない（組織としての位置づけはされていない）。

そのため、出先機関に置かれる「所長」、「副所長」の職はなく、ワシントン駐在職員については、行政組織規則第 250 条に規定する「所長」の職務としての「当該出先機関の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する」こと、及び「副所長」の職務としての「出先機関の特定事項を処理するとともに、出先機関の事務について所長を補佐する」ことについて、当該規定

の適用はない。

一方、ワシントン駐在職員への指揮系統については、駐在規程第3条の規定により、「駐在職員は、所属機関の長の指揮を受けて、その事務に従事する」こととされており、2名の駐在職員は、それぞれ知事公室長、地域安全政策課長（平成28年度以降は基地対策課長）の指揮を受けてその事務を執行することになっている。

また、ワシントン駐在職員は、沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号。以下「事務決裁規程」という。）において知事の権限に属する事務を、常時知事に代わって決裁できる専決者として規定されておらず、事務決裁の権限を有していない。

（ウ） 委託契約等

知事は、ワシントン駐在職員の設置及び活動を支援することを目的として、平成27年4月1日付けでワシントンコアL.L.C（以下「ワシントンコア社」という。）と平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業（以下「平成27年度事業」という。）の委託契約を締結した。同委託契約の業務仕様書においては、委託業務の内容として、「事務所設置の支援に関すること」及び「事務所の運営支援に関すること」が記載されている。

また、受託事業者であるワシントンコア社から、同日付けで「駐在所の登記」等法務全般に関して Shulman Rogers Gandal Pordy & Ecker .P.A.（以下「シャルマンロジャース法律事務所」という。）に再委託する旨の申請が知事に対してなされ、知事は、同日付けで同再委託を承認している。

（エ） 法人の設立

平成27年5月8日付けで、アメリカ合衆国コロンビア特別区より Okinawa Prefecture DC Office, Inc.（以下「本件法人」という。なお、令和7年2月10日付け令和7年2月定例県議会提出「県の出資等にかかる法人の経営状況報告書」においては「沖縄県ワシントンDCオフィス社」と翻訳されている。）の法人設立認可証が発行されている。

本件法人の定款は、2015 年（平成 27 年）5 月 12 日付けとなっており、本件法人の発起人として再委託先のシャルマンロジャース法律事務所の弁護士の氏名が記載されている。なお、当該定款及びその付属定款ともに、本件法人の事業内容は記載されていなかった。

2015 年（平成 27 年）6 月 17 日付け「CONTENT IN LIEU OF THE ORGANIZATIONAL MEETING OF THE BOARD OF DIRECTORS OF OKINAWA PREFECTURE DC OFFICE, INC.（以下「役員会創立総会に代わる合意」という。）において、本件法人は、沖縄県の申出である、額面 1 株当たり 1 ドル、総計して 1,000 ドルの普通株式 1,000 株の購入の受諾を許可される旨が記載されている。同文書には、ワシントン駐在職員 2 名により本件法人の役員としての署名がなされている。

イ 法人設立に係る県の意味決定

本件法人の設立に当たっては、知事部局（以下「執行部」という。）による法人設立に係る起案文書は作成されておらず、県の意味決定過程を確認することができなかった。

平成 27 年度事業委託料の予算執行伺（平成 27 年 2 月 27 日付けで決裁）の委託業務仕様書案の委託業務の内容として「ワシントン D C 内に準備室を設置し、十分な体制と環境を整えること」及び「事務所の運営に関すること」が記載されているものの、ワシントン D. C. において法人を設立すること、法人の形態を株式会社とすることなど、法人の設立に関する具体的な内容は記載されていなかった。また、同事業に係る企画提案募集の要項、平成 27 年 4 月 1 日付けで締結された委託契約書及びその仕様書においても同様に、委託業務の内容として、法人の設立に関することについては記載されていなかった。

なお、執行部は、本件法人の設立及び設立に必要な手続、設立後の運営及び職員の身分の考え方について追認し、確認するためなどとして「ワシントン駐在が活動するための法人の設立について」の起案文書を作成し、令和 6 年 12 月 24 日付けで知事の決裁をとっている。

(2) 判断

ア 文書管理規程（昭和 49 年沖縄県訓令第 37 号）第 36 条第 1 項において、事案の処理は文書によることを原則とする旨規定されており、事務決裁規程第 2 条第 1 項第 1 号で、「決裁」とは「知事の権限に属する事務について最終的にその意思を決定することをいう。」とされ、事務決裁規程第 5 条第 2 号では、知事の決裁を受けなければならない事項として「重要な新規の事業計画の樹立及びその実施方針を決定すること。」が規定されている。

しかし、ワシントン D. C. において本件法人を設立するに当たって、県は起案文書を作成しておらず、事務決裁規程で定める意思決定手続を行っていなかった。このことは、著しく適正を欠く事務処理であると強く指摘するものである。

イ 県が法人を設立するに当たっては、公社等の指導監督要領（平成 16 年 11 月 19 日総務部制定。以下「指導監督要領」という。）の 5 により、県の出資比率が資本金等の 4 分の 1 以上で県が最大出資者となる法人の設立又は県が発起人として関わる法人の設立等、県が主導的な役割を果たして公社等を設立する場合は、次に掲げる事項に留意した上で設立することとなっている。

(ア) 法人が行おうとする事業が、県行政と密接に関わっており県民への行政サービスの向上が確実であり、又は地域の活性化に寄与することが期待され、県内の各層の業界が資本参加するものであること。

(イ) 法人が行おうとする事業と同種又は類似の事業を行う民間事業者が、原則として県内にないこと。

(ウ) 行政直営方式、公営企業方式、P F I 方式等の他の手段により提供するサービス水準、公的支援などの事業コスト等と比較し、公社等による方式がより効率的かつ効果的であること。

(エ) 法人が行おうとする事業を既存の公社等に行わせることが困難で、事業を行う主体として他に適切なものがないこと。

(オ) 法人の事業計画が具体的であり、将来の県の財政支援の範囲を含めた収支計画が整っていること。

しかし、本件法人の設立に当たって、県は、上記の留意事項を踏まえた設立の可否の検討に加え、設立登記、出資、設立総会、取締役会など設立に必要な手続について検討や調整を行うべきところ、これを行っておらず、適正な事務処理であったと認められない。

なお、指導監督要領の 2 において、その対象とする県の出資又は出えん等（以下「出資等」という。）により県行政と密接な関連を有する公社等外郭団体（以下「公社等」という。）は、次の(ア)から(ウ)までの基準により選定した指導監督要領別表 1 に掲げる法人とされている。

- (ア) 県の出資等の額が法人の資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の 4 分の 1 以上である法人
- (イ) 県の出資等の額が法人の資本金等の 4 分の 1 未満である法人のうち、沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年沖縄県条例第 45 号。以下「派遣条例」という。）に基づき県が職員を派遣する法人。ただし、全国規模で活動する法人を除く。
- (ウ) 県の出資等はないが、設立の経緯等から県行政と密接な関連を有する法人

本件法人は、現行の指導監督要領の別表 1 には記載されていないものの、資本金の全てを県が出資していることから、対象となる法人の要件に該当する。また、指導監督要領の 18 において、所管部統括監は、指導監督要領の 2 に定める公社等以外の法人で県が出資を行っているものに対しても、この要領に準じて適切な指導等を行うものとするとしていることから、県は、指導監督要領を踏まえ本件法人の指導監督及び調整を行う必要がある。

ウ 令和 6 年 3 月 21 日付け総務部長決定による改定前（以下単に「改定前」という。）の公社等外郭団体の財政支援等に関する指針（平成 13 年 3 月総務部長決定。以下「財政支援指針」という。）の第 2 において、「公社等外郭団体の設立に当たっては、設立目的、実施する事業の性格、公共性及び公益性の度合等を総合的に検討し、株式会社や財団法人等最も適切な法人の形態を選択すること」とされている。

本件法人について、執行部は、ワシントン駐在職員が現地で活動するための受け皿となる法人として設立されたと説明しているが、本件法人は営利活動としての事業を行っておらず、また、本件法人の管理業務の多くはワシントンコア社が行っている。そのため、執行部は、上記の改定前の財政支援指針第2の内容も参考に、設立目的、法人設置の必要性も含め、適切な法人の形態について改めて検討、整理し、説明する必要があるものとする。

また、現行の本件法人の定款には事業目的が記載されていないが、上記イを踏まえ、本件法人が行おうとする事業が県行政と密接に関わっているものであること等を明らかにするためにも、定款には事業目的を記載することが適切である。

2 ワシントン駐在に係る庁内意思決定に関する実態の解明（株式取得申込みに係る意思決定について）

(1) 事実関係の確認

ア 出資及び株式取得に係る県の意思決定

2015年6月17日付けで、本件法人の株式に係る株券が発行されている。

当該株券の銘柄はOkinawa Prefecture DC Office, Inc、株式数は1,000株として、沖縄県に対して発行されていた。当該株券及び同日付けの本件法人に係る役員会創立総会に代わる合意には、それぞれワシントン駐在職員2名により本件法人の役員としての署名がなされている。

県が本件法人の株式を取得することについて、県の意思表示が確認できる資料の提出を求めたが、執行部において県による株式の取得申込に係る文書が確認できないとして、監査委員への関係資料の提出がなかった。また、平成27年度事業における予算執行伺においても、出資及び株式取得に係る記載はなく、出資及び株式取得に係る県の意思決定過程を確認することができなかった。

なお、執行部は、令和6年12月24日付け知事決裁「ワシントン駐在が活動するための法人の設立について」において、平成27年度事業として、受託

事業者であるワシントンコア社に委託した業務の一環で、同社が本件法人の銀行口座に振り込んだ資金の一部 1,000 ドルを出資と位置付けるとしている。

イ 株式の取得及び管理

当該株式については、平成 27 年度事業の委託料により県が取得したとされているが、当該株式に係る株券は長年にわたり、当該委託事業の再委託先であるシャルマンロジャース法律事務所に保管されていた。

このことについて、執行部からは「会社の設立から運営等を弁護士事務所が代行するということがアメリカでは一般的のようで、（中略）その一環でこのワシントンDC社の一件書類という形で保管されていた」旨の説明があった。

当該株券について、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第 40 号。以下「公有財産規則」という。）に規定する有価証券の受払通知、公有財産台帳への登載は行われていなかった。そのため、地方自治法第 233 条第 5 項の規定に基づき決算と併せて議会に提出する書類すなわち「財産に関する調書」への記載が行われていなかった。

なお、執行部は、令和 6 年 12 月 27 日付けで当該株券に係る公有財産規則に基づく公有財産台帳への登載等の処理を行うとともに、出納事務局会計課への有価証券受入通知及び総務部管財課への報告を行っている。

(2) 判断

ア 沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 53 条において、予算を執行するときは、必要な事項を記載した書類を作成し、予算執行伺をしなければならない旨規定されている。また、第 4 の 1 の(2)のアで述べたとおり、事案の処理は文書により、事務決裁規程で定める者の決裁を受ける必要がある。しかし、平成 27 年度事業の委託料の予算執行伺に県が本件法人へ出資する旨の記載はなく、また、その他に出資の意思決定を示す文書は確認できなかった。このことは、県の名義による本件法人への出資について意思決定の手続がなされていなかったと判断するほかなく、著しく適正を欠く事務処理であると強く指摘するものである。

イ 法人の設立に当たっては、改定前の財政支援指針における「第2 設立に当たっての留意事項」に基づき、所管する部局長は、県の出資の額について事前に総務部長と協議したうえで関係者との調整に当たること等の事項に留意しながら総合的な検討及び調整を行い対処することとなっているが、それが行われていなかったことについても、適正な事務処理であったと認められない。

ウ 地方自治法第149条第6号及び第238条第1項第7号の規定により、普通地方公共団体の長は、公有財産である出資による権利を取得し、管理する事務を担当するとされている。

公有財産規則第54条の2において準用する同規則第53条では、有価証券を取得したときは、有価証券受入通知書に当該証券を添え、会計管理者に送付するとともに、その旨を有価証券受入報告書により管財課長に報告しなければならないとされているが、当該株券の取得に当たって、同条に基づく処理を行っていないことは、不適正な事務処理であると認められる。

エ 併せて、同規則第55条では、その所属に係る公有財産について、公有財産台帳を備え、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならないと規定されている。さらに、同規則第56条では、公有財産について増減を生じたときは、その都度公有財産台帳を調整しなければならないと規定されている。したがって、当該株券の管理について、公有財産台帳への登載等を行わず、長年、当該株券が再委託先の事業所に保管されたままであったことは、これらの規定に反し、不適正な事務処理であると認められる。

オ 当該株券が委託業務の一環で取得されたものであれば、平成27年度事業委託業務に係る委託契約書第8条の規定に基づき、受託者は、業務完了後、速やかに仕様書に基づく業務による成果を県に提出し、検査、確認を受ける必要がある。しかし、当該株券が再委託先の事業所に保管されたままであったことを鑑みると、受託者は当該株券を県に提出しておらず、執行部においてもこれを徴求せず、検査、確認を行っていないと考えられ、不適正な事務処理であると認められる。

カ 地方自治法第 233 条第 3 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 166 条第 2 項の規定により、普通地方公共団体の長は、決算を議会の認定に付するに当たっては、財産に関する調書を併せて提出しなければならないとされているが、当該株式が公有財産台帳に登載されていなかったことから、これまで議会への提出がなされず、結果的に同法令の規定に反する不適正な事務処理であると認められる。

キ 指導監督要領の 9 において、会社法法人の管理運営費に対する財政支援は行わないものとされているが、受託事業者の委託料を通じて行われる本件法人のパソコンや事務所賃貸料等の管理運営費の支弁は、県による本件法人に対する財政支援に相当するものと考えられることから、指導監督要領に反する取扱いとなっており、適正な事務処理であったと認められない。

ク 財政支援指針の 3(1)において、「公社等外郭団体は、県から独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人であり、その経営は原則として当該公社等外郭団体の自助努力によって行われるべきであるが、公的支援を行う場合にあっては、支援を漫然と継続することや、支援の規模が安易に拡大することがないようにすることが特に重要」であり、「県と公社等外郭団体との間で、公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めておくことが必要」とされているが、指導監督要領及び財政支援指針の対象となるべき本件法人と県との間で、財政支援指針に基づく取り決めがなされていなかった。

併せて、財政支援指針の 3(17)において「公社等外郭団体に対する出資及び増資は、公と民の役割やリスク等の分担の考え方と公的支援としての意義の双方を勘案して、出資及び増資の是非・規模等を判断することが必要であること」とされていることから、本件法人への出資及び増資に当たっては、当該内容を踏まえ判断する必要があるものとする。

また、本件法人は、外国の法人であるものの、県が出資等を行う会社法法人と同種とみなされることから、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」（平成 26 年 8 月 5 日付け総務省自治財政局長通知）の「第

三セクター等の経営健全化等に関する指針」（以下「総務省指針」という。）における第三セクターに相当するものと考えられる。

本件法人は、事業を行っていないことから経営における採算性がなく、県からの財政支援により運営を行っており、将来にわたって県の財政負担が生じる状況となっている。そのため、県は、財政支援指針及び総務省指針の趣旨を踏まえて、改めて本件法人に対する財政支援のあり方について検討する必要がある。

3 ワシントン駐在職員の身分の取扱い及びその適法性

(1) 事実関係の確認

平成 27 年度のワシントン駐在職員 2 名は、平成 27 年 4 月 1 日付けで、沖縄県知事からワシントン駐在を命ずる発令がなされた。それぞれの職名は、「参事監」及び「主幹」となっていた。

当該職員 2 名は、平成 27 年 6 月 17 日付けの本件法人に係る役員会創立総会に代わる合意において、本件法人の役員に就任したことが記載されている。

しかし、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に基づく営利企業従事許可申請及び承認について、これらの手続がなされていなかった。

また、沖縄県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 6 号）等に基づく職務専念義務免除申請及び承認について、これらの手続がなされていなかった。

なお、令和 6 年度ワシントン駐在職員 2 名（秘書課付副参事及び基地対策課付主幹）については、令和 6 年 12 月 26 日付けで、令和 6 年 12 月 25 日から令和 7 年 3 月 31 日までの営利企業従事許可及び職務専念義務免除に係る承認の決裁を受けている。

駐在規程第 5 条では、駐在職員は出勤簿、文書整理補助簿、消耗品受払補助簿、郵便切手受払補助簿、勤務日誌を備え、常時整理しておかなければならない旨定められているが、文書整理補助簿、郵便切手受払補助簿、勤務日誌についてそれらの簿冊を確認できなかった。

(2) 判断

ア 地方公務員法第38条において、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業の役員を兼ねてはならない旨規定されている。しかし、これまでワシントン駐在職員は、本件法人の役員を兼ねることに対する営利企業の従事許可を任命権者から受けておらず、不適正な事務処理であると認められる。

イ 沖縄県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第3号の人事委員会が定める場合に基づく職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第4号）第2条第9号で、県行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の役員又は職員の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合には、職員が職務に専念する義務を免除されることとなっている。沖縄県職員服務規程（昭和47年沖縄県訓令第7号）第6条第3号において、職務専念義務免除の承認を受けようとする職員は、総務部長に申請し、その承認を受けなければならないとあるが、その手続を行っておらず、不適正な事務処理であると認められる。

ウ 駐在規程第5条において、ワシントン駐在職員が備えておかなければならないとされている文書整理補助簿、郵便切手受払補助簿、勤務日誌の確認ができず、不適正な事務処理であると認められる。

エ 指導監督要領の6において、県の一般職の職員は、派遣条例に基づき公社等へ派遣される場合を除いて、公社等の代表役員に就任しないものとされているが、ワシントン駐在を命じられた課長級以上の職員（参事監、参事、副参事）について、本件法人の代表役員に就任していた。

また、指導監督要領の11において、公社等の自立化及び経営責任の所在等の明確化のため、所管部統括監は、公社等に対し、知事、副知事及び県職員が法人の役員として就任する場合は、知事、副知事及び県職員の数が公社等の役員現在数の3分の1以内とするよう指導するものとされているが、本件法人の役員数2名に対し、県職員が2名就任しており、このことに対する知事公室統括監の指導等も特に行われていなかった。

以上から、ワシントン駐在職員が本件法人の役員を兼ねる場合に必要な手続や指導等がこれまでなされておらず、適正な事務処理であったと認められない。

4 ワシントン駐在（委託事業者を含む）に係る資金の流れに関する実態の解明

(1) ワシントン駐在職員の給与等について

ワシントン駐在職員に係る給与については、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）、沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）等県の給与関係規程に基づき、県から支給されていた。

ワシントン駐在職員に対して本件法人から役員としての報酬が支払われているかについて執行部に確認したところ、支払われていない旨の回答があった。なお、本件法人の銀行口座の出金履歴において、ワシントン駐在職員に対する出金は確認できなかった。

(2) ワシントン駐在職員の活動支援のための委託事業について

ア 平成27年度に、ワシントン駐在職員の設置及び活動を支援するため、沖縄県とワシントンコア社との間で、「沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業」の委託契約を締結し、県は46,235,172円の委託料相当額をワシントンコア社の銀行口座へ支出していた。

イ 平成28年度から令和2年度までの間、ワシントン駐在の運営を支援するため、県とワシントンコア社との間で、「沖縄県ワシントン駐在員活動事業」の委託契約を締結し、県は次に掲げる委託料相当額をワシントンコア社の銀行口座へ支出していた。

- ・平成28年度 64,821,802円
- ・平成29年度 67,937,701円
- ・平成30年度 61,929,847円
- ・令和元年度 66,801,195円
- ・令和2年度 60,442,135円

ウ 令和3年度から令和5年度までの間、ワシントン駐在の運営を支援するた

め、県とワシントンコア社との間で、「沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援業務）」の委託契約を締結し、県は次に掲げる委託料相当額をワシントンコア社の銀行口座へ支出していた。

- ・令和3年度 40,301,560円
- ・令和4年度 30,725,700円
- ・令和5年度 40,251,250円

エ 令和3年度から令和5年度までの間、ワシントン駐在職員の活動を支援するため、県と「沖縄県ワシントン駐在員活動支援事業（活動支援業務）委託業務共同企業体（代表構成員：ワシントンコア社、構成員：マーキュリーパブリックアフェアーズL.L.C.社（以下「マーキュリー社」という。）」との間で、「沖縄県ワシントン駐在員活動事業（活動支援業務）」の委託契約を締結し、県は次に掲げる委託料相当額を代表構成員であるワシントンコア社の銀行口座へ支出していた。

- ・令和3年度 23,319,920円
- ・令和4年度 31,339,706円
- ・令和5年度 31,894,200円

(3) 委託事業における再委託について

ア 平成27年度の沖縄県ワシントン駐在員活動支援事業委託契約においては、ワシントンコア社からの再委託の申請を受け、県はシャルマンロジャース法律事務所（再委託承認額12,566,000円）、Romius International, L.L.C.（再委託承認額826,000円）、Jordan Tempchin & Associates（以下「J社」という。）（再委託承認額472,000円）に対する再委託承認を行っていた。

イ 平成28年度の沖縄県ワシントン駐在員活動支援事業委託契約においては、ワシントンコア社からの再委託の申請を受け、県はマーキュリー社（再委託承認額12,921,000円）、シャルマンロジャース法律事務所（再委託承認額10,620,000円）、J社（再委託承認額177,000円）及びTabata Oxford Personnel LLC(TOP-NY)（再委託承認額944,000円）に対する再委託の承認を行っていた。

ウ 平成29年度の沖縄県ワシントン駐在員活動支援事業委託契約においては、ワシントンコア社からの再委託の申請を受け、県はマーキュリー社（再委託承認額12,592,500円）、シャルマンロジャース法律事務所（再委託承認額10,350,000円）及びJ社（再委託承認額172,500円）に対する再委託の承認を行っていた。

エ 平成30年度の沖縄県ワシントン駐在員活動支援事業委託契約においては、ワシントンコア社からの再委託の申請を受け、県はマーキュリー社（再委託承認額12,154,500円）及びシャルマンロジャース法律事務所（再委託承認額3,300,000円）に対する再委託の承認を行っていた。

オ 平成31年度の沖縄県ワシントン駐在員活動支援事業委託契約においては、ワシントンコア社からの再委託の申請を受け、県はマーキュリー社（再委託承認額11,935,500円）、シャルマンロジャース法律事務所（再委託承認額3,379,000円）、J社（再委託承認額697,600円）及びInteresse International Inc.（再委託承認額804,420円）に対する再委託の承認を行っていた。

カ 令和2年度の沖縄県ワシントン駐在員活動支援事業委託契約においては、ワシントンコア社からの再委託の申請を受け、県はマーキュリー社（再委託承認額11,935,500円）、シャルマンロジャース法律事務所（再委託承認額1,177,200円）、Rubino & Company（以下「R社」という。）（再委託承認額272,500円）及びCapital Immigration Law Group PLLC（以下「C社」という。）（再委託承認額1,400,650円）に対する再委託の承認を行っていた。

キ 令和3年度の沖縄県ワシントン駐在員活動支援事業（運営支援業務）委託契約においては、ワシントンコア社からの再委託の申請を受け、県はシャルマンロジャース法律事務所（再委託承認額1,102,400円）、R社（再委託承認額728,000円）及びC社（再委託承認額2,600,000円）に対する再委託の承認を行っていた。

ク 令和3年度の沖縄県ワシントン駐在員活動支援事業（活動支援業務）委託契約においては、ワシントンコア社から再委託の申請はなかった。

ケ 令和4年度の沖縄県ワシントン駐在員活動支援事業（運営支援業務）委託契約においては、ワシントンコア社からの再委託の申請を受け、県はR社（再委託承認額425,500円）及びRenaissance Resources, Inc/DBA:Activ8 Chicago（再委託承認額1,137,996円）に対する再委託の承認を行っていた。

コ 令和4年度の沖縄県ワシントン駐在員活動支援事業（活動支援業務）委託契約においては、ワシントンコア社からの再委託の申請を受け、県はシャルマンロジャース法律事務所（再委託承認額1,352,000円）に対する再委託の承認を行っていた。

サ 令和5年度の沖縄県ワシントン駐在員活動支援事業（運営支援業務）委託契約においては、ワシントンコア社からの再委託の申請を受け、県はR社（再委託承認額500,500円）及びC社（再委託承認額2,697,778円）に対する再委託の承認を行っていた。

シ 令和5年度の沖縄県ワシントン駐在員活動支援事業（活動支援業務）委託契約においては、ワシントンコア社からの再委託の申請を受け、県はシャルマンロジャース法律事務所（再委託承認額1,560,000円）に対する再委託の承認を行っていた。

(4) 本件法人の銀行口座の入出金について

ア ワシントンコア社から本件法人の銀行口座へ入金がされており、その入金履歴については、次のとおり確認することができた。

- ・平成29年 54,750ドル
- ・平成30年 125,500ドル
- ・令和元年 166,118ドル
- ・令和2年 62,889ドル
- ・令和3年 236,671ドル
- ・令和4年 161,397ドル
- ・令和5年 224,906ドル

なお、上記以外に、本件法人の銀行口座へ次のとおり入金があるものの、銀行口座の履歴において入金者の具体的な記載がなく、その内容を確認する

ことができなかった。

- ・平成27年 124,750ドル
- ・平成28年 109,628ドル
- ・平成29年 140,806ドル

イ 本件法人からマーキュリー社に対する出金について、次のとおり本件法人の銀行口座の履歴で確認することができた。

- ・令和2年 54,750ドル
- ・令和3年 164,250ドル
- ・令和4年 104,750ドル
- ・令和5年 100,000ドル

なお、本件法人の銀行口座から次のとおり出金があるものの、銀行口座の履歴において出金先の具体的な記載がなく、その内容を確認することができなかった。

- ・平成27年 101,275ドル
- ・平成28年 129,500ドル
- ・平成29年 117,750ドル

ウ 上記ア、イのとおり、本件法人の銀行口座について、ワシントンコア社からの入金及びマーキュリー社への出金があることが確認できた。このことについて、執行部は、マーキュリー社のFARA報告に際して、県を代理した活動資金の原資が県から提供されたものであることを示す必要があることから、ワシントンコア社は、県から受け取った委託料の中から、マーキュリー社に支払う金額を本件法人の銀行口座に送金し、当該銀行口座からマーキュリー社に支払っている旨説明している。なお、平成28年度から令和5年度までの委託業務実績報告書に添付されたマーキュリー社からの請求書において、請求の宛先はワシントンコア社となっていた。

(5) ワシントン駐在職員が勤務する事務所に係る賃貸借契約について

ア ワシントン駐在職員が勤務する事務所（本件法人の事務所としても使用）の賃貸借契約においては、契約書に借主として「Okinawa Prefectural

Government」(沖縄県)と記載されていた。

イ アの賃貸借契約による事務所の賃料は、ワシントンコア社が沖縄県ワシントン駐在員活動支援事業(令和3年度以降は、ワシントン駐在員活動支援事業(運営支援事業))の委託料の中から直接貸主へ支出していた。

(6) ワシントン駐在職員の出張に係る旅費について

ワシントン駐在職員が平成27年7月31日から8月3日にかけてアトランタへ出張した際の旅費について、ワシントンコア社が平成27年度事業の委託料の中から、当該職員に対して支出していた。ワシントン駐在業務報告(平成27年8月14日付け、ワシントン駐在職員から知事公室長及び地域安全政策課長あて)によれば、当該出張の内容は、アトランタ沖縄県人会設立30周年記念イベントにおける知事挨拶の代読、沖縄県ワシントン事務所の紹介、第16回世界のウチナーンチュ大会の告知等となっており、これらは県職員としての用務と考えられるが、本件出張に係る旅行命令簿は確認できなかった。

(7) 本件法人における経理について

ア 本件法人においては、設立当初から総勘定元帳や出納簿など当然作成されるべき会計帳簿が作成されていなかった。そのため、本件法人が行った取引の内容を詳細に確認することができなかった。

イ 令和7年2月12日に知事が県議会に提出した本件法人に係る経営状況報告書中、貸借対照表の資産の部に記載されている期末日現在(12月31日)の銀行預金について、多い年度で6万ドル余りが計上されていた。その内容について執行部に確認したが明確な回答がなかった。また、上記(4)のとおり、本件法人の銀行口座の入出金について、その内容を確認できないものがあった。

ウ 指導監督要領の12において、会計経理については公益法人会計基準に基づき会計処理の適正を期すよう指導する旨が定められているが、本件法人に対して、県による適切な指導がなされていなかった。

5 本件株式会社の経営状況報告を怠っていたことの適法性

(1) 事実関係の確認

地方自治法第243条の3第2項では、「普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。」と規定されており、本件法人は同法第221条第3項の法人に該当する（株式譲渡及び発行元帳で確認したところ、当該法人の株主に県以外の記載はなく、発行された株式の100パーセントを県が所有している）。しかし、平成27年度の本件法人の設立以降、県においては、当該規定に基づく書類の作成及び議会への提出を行っていなかった。

なお、令和7年第1回沖縄県議会定例会（令和7年2月12日開会）において、執行部より平成27年度から令和5年度までの本件法人に係る「県の出資等にかかる法人の経営状況報告書（Okinawa Prefecture Office ,Inc）」が提出されている。

(2) 判断

ア 本件法人は、県が100パーセント出資している法人であり、地方自治法第243条の3第2項に基づき、知事は、毎事業年度、当該法人の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならないが、平成27年度の法人設立以降、一度も当該書類の作成及び提出が行われていなかったことは、著しく適正を欠く事務処理であると強く指摘するものである。

イ 指導監督要領の10において、行政の公正性を確保し及び透明性を高め、開かれた県政の実現を図るとともに、公社等に対する県の支援に関する県民の理解を深めるため、県は指導監督要領の対象となる公社等の情報を公表することとしているが、本件法人については公表がなされていなかったことから、適正な事務処理であったと認められない。

ウ 財政支援指針の3(9)において、「県の公社等外郭団体に対する財政支援の状況については、毎年度、当初予算における措置状況を公表する」こととなっているが、指導監督要領及び財政支援指針の対象となっている本件法人の運営資金を賄うために払い込まれている「Additional Paid in Capital」に係る財政支援の状況について、公表がなされていなかったことから、適正な事務処理であったと認められない。

6 本件株式会社への出資金に係る支出方法の適法性

(1) 事実関係の確認

ア 平成 27 年度事業委託業務について

平成 27 年度事業委託業務に係る予算執行伺（平成 27 年 2 月 27 日決裁）及び支出負担行為書（平成 27 年 4 月 1 日付け）によると、歳出科目は「委託料」となっていた。

委託業務については、平成 27 年 4 月 1 日付けでワシントンコア社と契約を締結し、その仕様書に記載する委託業務の内容は、次のとおりであった。

「ワシントン駐在員の設置及び活動を支援するため、以下の事項を実施する。

- ① ワシントンDC内に準備室を設置し、必要十分な体制と環境を整えること。
- ② Foreign Agents Registration Act（FARA）をはじめ、必要と判断される登録業務の支援
- ③ 事務所設置の支援に関すること。
- ④ 駐在員のビザ取得及び赴任等の支援に関すること。
- ⑤ 現地職員の採用等の支援に関すること。
- ⑥ 事務所の運営支援に関すること。
- ⑦ 米国における監査等の対応支援に関すること。
- ⑧ その他、駐在員の設置及び活動の支援に関すること。」

同日付けで、委託契約書第 6 条の規定に基づき、委託業務の一部である「駐在所の登記、FARA申請・登録及び駐在員等のビザ申請・取得に係る法務全般」について、再委託先をシャルマンロジャース法律事務所とする承認がなされていた。

平成 28 年 3 月 31 日付け「委託事業実績報告書」中、事務所設置に係る支援に要した経費等について、具体的に「1,000 ドルの出資金」を示すものは記載されていなかった。

イ 県議会の予算審議について

平成 27 年第 1 回沖縄県議会定例会の総務企画委員会（平成 27 年 3 月 12 日）において、委員からワシントン駐在活動事業について、予算の内訳の説明を求められたのに対し、地域安全政策課長は、委託料は 7,384 万 9,000 円でありその内訳は、事務所設置に係る経費、インターネットやパソコンの使用料の経費、印刷製本費、消耗品、ビザの取得手数料、それから政務調査費として 2,300 万円等々を予定している旨答弁している。しかし、同委員会において、ワシントン D. C. で法人を設立することや同法人に対し出資を行うことに関する執行部の発言は確認できなかった。

なお、執行部は、令和 6 年 12 月 24 日付け知事決裁「ワシントン駐在が活動するための法人の設立について」において、平成 27 年度事業として、ワシントンコア社に委託した業務の一環で、同社が本件法人の銀行口座に振り込んだ資金の一部 1,000 ドルを出資と位置づけるとしている。

(2) 判断

委託料に係る歳出科目については、「本質的に地方公共団体自身が行わなければならないものは別として、それ以外の事務事業については、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせることができるものである」とされ、また、「委託料の内容としては本来各節に区分されるべきものが包括的にまとめられている」とされている（地方財務実務提要（地方自治制度研究会編集）から抜粋）。

一方で、地方自治法施行令第 147 条の規定において、歳入歳出予算の款項の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならないとされ、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 15 条第 2 項の別記において歳出予算に係る節の区分が定められているところであり、執行科目として歳出予算の各項の内容を明らかにするため、目、節が設けられ、「委託料」と「投資及び出資金」が別に定められているところである。

そのため、委託料により包括的に支出する場合は、「地方公共団体の事務処理上合理的であるばかりでなく、住民が経費の性質を理解するのに資する」（地方財務実務提要から抜粋）ことが必要である。

執行部においては、委託料から出資したことに問題はないと説明しているが、本件法人を設立すること及び本件法人に対して県が出資することについては、

前述のとおり、執行部において事前に十分な検討や調整が行われていなかった。そのため、県議会における平成 27 年度の予算審議においても、法人の設立や委託料の中から出資を行うことについての説明がなされなかったと考えられる。委託料の中から出資を行ったことについては、今後の適正な事務の執行及び議会や県民への説明責任の観点から、改めて整理する必要があると考える。

以上のことから、県においては、法人設立及び出資の検討、調整を事前に十分に行っていなかったこと、そのため、議会においてもこれらのことについての説明がされなかったこと、法人設立及び出資に当たり、意思決定手続を行っていないことも併せて、不適切な事務処理であると認められる。

第5 勧告

監査の結果は以上のとおりであるが、地方自治法第 199 条第 11 項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

ワシントン駐在に係る県の委託事業に関して、第 4 の 4 の(4)のとおり、本件法人の銀行口座を経由して、委託料の一部の支払いが行われたことが確認された一方、本件法人の銀行口座の入出金について、その内容を確認できないものがあるなど、ワシントン駐在に係る公金の流れについて不明な点が残る状況となっている。また、令和 7 年 2 月に本件法人に係る経営状況報告書が県議会に対して知事から提出されているが、第 4 の 4 の(7)のとおり、本件法人に関しては、設立以降、会計帳簿が作成されておらず、当該法人が行った取引についてその内容を詳細に把握することができない状況にある。

そのため、知事に対して次の措置を講ずることを求める。

- (1) 本件法人に係る入出金の内容を明らかにすること。
- (2) 県の委託事業に係る委託料が当該事業のために適切に支出されたことを確認する観点から、平成 27 年度以降の各年度ごとに、ワシントンコア社が本件法人の銀行口座に入金したとする当該委託料の一部が当該年度の委託業務のどの経費に対して出金されたかについて、確認できる資料を徴するなど、県においてその内容を整理し、明らかにすること。

(3) (1)及び(2)の措置は、令和8年3月31日までに講じること。

第6 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査委員としての意見を付記する。

今回、県議会における質疑において、ワシントン駐在に関し、法人の設立過程やワシントン駐在職員の身分の取扱い、資金の流れなどについて疑義が生じたことから、県議会から監査委員に対し、監査の請求が行われたものである。

監査の結果、本件法人をワシントンD. C.において設立することに関して、県においては法人の設立に関する検討や調整が行われず、意思決定の手続も行われないうちに、現地において本件法人が設立され、県の出資が行われたことが認められる。

そのため、ワシントンD. C.において本件法人が設立されていることについて、本庁では明確に認識されていない一方で、現地においては駐在職員が本件法人の役員となるなど本件法人の存在を前提として駐在の事務が執行されてきた。その結果、長年にわたって地方自治法や県の規則等に適合しない不適正な事務処理が行われることにつながったものと考えられる。

このような状況となった原因の一つには、ワシントンD. C.に職員を駐在させるに当たり、県庁内で事前の検討が十分に行われなかったことが挙げられる。そのため、本庁においては現地での課題等について十分認識することができないまま、駐在職員と委託業者任せの状態となっていたと考えられる。

二つ目として、駐在職員の事務の執行体制が不十分であったことが挙げられる。ワシントン駐在業務は、本庁から遠隔の地において前例のない業務を行うものであり、円滑に指揮命令を行うことができる体制が求められる。しかし、現行の規程上、ワシントン駐在職員の指揮系統については、2名の駐在職員はそれぞれ本庁の異なる上司から指揮を受けて業務に従事することになっており、さらに2名の駐在職員の間には指揮系統はなく、それぞれの事務分掌の定めもない。そのため、指揮系統が機能せず、ワシントン駐在職員の活動に対する指揮監督が十分に行われないことにつながったと考えられる。

執行部においては、ワシントン駐在に係る不適正な事務処理が、平成 27 年度以降、是正されることなく行われてきたことを重く受け止め、その原因について、上記も含め、内部統制の観点からも、改めて検証する必要がある。

今後、執行部において米国における情報収集、情報発信等の施策を推進する場合にあっては、その施策目的を達成するための事務の執行が、関係法令に適合し、経済的かつ効果的なものとなるよう十分に留意するとともに、県民の信頼を損なうことがないように、適切な事務処理を行うことを強く望む。